

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

酒類は、祝い場や懇親場などに欠かせない存在として、人々の生活文化に深く浸透している一方で、依存性や致酔性といった特性を持つ嗜好品であり、薬物でもあります。

また、それが時には、ストレスや不眠への対処方法として気軽に利用されてしまう場合もあるため、正しい知識を持たずに、飲む量や飲む時期を誤った不適切な飲酒を続けていると、例えばアルコール依存症になるなど、個人の健康へ悪影響を与えるだけでなく、飲酒運転による交通事故等の重大な社会問題を引き起こしてしまう可能性が、誰にでもあります。

こうした問題意識の下、平成 26 年 6 月、アルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号。以下「基本法」という。）が施行されました。

基本法では、アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害¹を「アルコール健康障害」と定義するとともに、アルコール健康障害が本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性がある、としています。

また、アルコール健康障害及びこれに関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題を「アルコール関連問題」と定義し、アルコール健康障害対策を実施するに当たっては、アルコール関連問題の根本的な解決に資するため、関連する施策との有機的な連携が図られるよう配慮することを、基本理念の一つとして定めました。

もう一つの基本理念として、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じ、節酒又は断酒の指導、専門的治療等を受けるための指導及びその充実並びに関係機関との連携の確保等の防止策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援することを定めています。

1 肝機能障害、肝硬変、膵炎、脳萎縮、認知症、がん、糖尿病、胎児性アルコール症候群、アルコール依存症 など

本県においては、これまで、平成 25 年度に策定した群馬県健康増進計画「元気県ぐんま 21（第 2 次）」に基づき、県民の健康寿命の延伸を図ることを目指して、生活習慣病を予防するという観点から、「節度ある適度な飲酒量」の普及啓発などに努めてきたところではありますが、基本法に掲げられた上記の二つの基本理念を踏まえ、アルコール健康障害に関し、今一度、地域における課題を把握した上で、その解決に向けた目標を設定し、有効な施策を総合的かつ計画的に推進していくため、この群馬県アルコール健康障害対策推進計画を策定するものです。

お酒を飲む人には、引き続き節度ある適度な飲酒を心がけていただき、また、未成年者や妊産婦などの飲酒をすべきではない人、そして、アルコール依存症になるなど、何らかの事情により飲酒をしないことを選択した人には、お酒を飲まないという決意や行動が誰からも支持され、安心して生活することのできる環境を整えることで、不適切な飲酒を防止し、県民一人一人の健康問題や重大な社会問題の発生リスクを低減し、もって、誰もが安心して暮らすことのできる群馬県の実現を目指します。

2 計画の位置付け

基本法第 14 条第 1 項の規定に基づき群馬県が策定する計画です。国のアルコール健康障害対策推進基本計画（平成 28 年 5 月 31 日閣議決定。以下「国基本計画」という。）を基本としています。

また、本県における施策体系においては、健康増進計画「元気県ぐんま 21（第 2 次）」を最上位とする、健康分野の個別実施計画でもあります。

3 計画の期間

平成 31 年度（2019 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 5 年間とします。

ただし、平成 33 年度（2021 年度）に見直される見込みの国基本計画（第 2 次）の内容を受けて、この計画も見直す場合があります。